

かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画（令和4年度～令和13年度） 事業評価シート（令和7年度）

達成度
 [評価基準]
 A：十分取り組めた（100%以上実施） B：ある程度取り組めた（70%以上100%未満実施） C：あまりできなかった（40%以上70%未満実施）
 D：できなかった（40%未満実施） E：事業未実施

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(1) 男性の育児・介護参画の支援	1	育児休業・介護休業制度の取得に向けた啓発	町民へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性、育児、介護休業制度に関する情報を提供し、取得に向けた啓発を行います。	・令和6年度に引き続き、県が実施する「トップの熱い思いの本気宣言」において町長が賛同し、男性の育児参画、休暇取得の促進を図った。 ・県の働き方改革推進企業（みえワク）の紹介や育休・介護休業の促進に関するチラシ等を産業建設課の窓口に設置した。 ・育休促進に関するチラシ等を子育て健康課の窓口に設置した。また、妊娠届出時、出生届出時に育休取得についての相談があった妊婦に対しての情報提供を図った。	C ・県が実施する「トップの熱い思いの本気宣言」において男性の育児参画、休暇取得の促進について町長が賛同し、県特設ページへの掲載、県主催事業において周知啓発を行うことにより取得に向けた啓発を行った。 ・県の働き方改革推進企業（みえワク）の紹介や育休・介護休業の促進に関するチラシ等を産業建設課の窓口に設置し、制度の周知をしており、働き方改革推進企業として町内企業1社が登録された。 ・育休促進に関するチラシ等を子育て健康課の窓口に設置し、相談のあった人に制度の周知等を行うことができた。	・事業所における男女共同参画を推進するため、関係機関と連携し、制度に関する情報提供、普及啓発を促進する。 ・事業所における男女共同参画を推進するため、関係機関と連携し、制度に関する情報提供、普及啓発を促進する。	広報・町民課 産業建設課 子育て健康課
			2	男性の育児・介護参画の促進	従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の普及を図るとともに、男女共同参画を推進する関係団体と連携し、参画のための学習機会を提供します。	・関係団体（アイリスあさひ）と協働で、男性保護者（主に父親）と子どもを対象とした料理教室を開催し、その中で男女共同参画に関するクイズを行い、意識啓発を行った。 ※参加者：8家族16名	A ・親子料理教室を日曜日に開催し、男性保護者（主に父親）が参加しやすい環境づくりに努めた。 ・申込開始と同時に定員数に達するなど、男女共同参画への意識の高さが伺える。また、事業案内や事業報告を広報あさひ、LINEに掲載し、町民へ情報発信を行った。	・引き続き、男性の育児・家事参画の機運醸成のため、関係団体（アイリスあさひ）と連携し、男性の保護者（主に父親）と子どもが一緒に調理実習及びワークショップを行う親子料理教室（令和8年度はスイーツづくり）を実施する。また、内容の充実や休日に開催するなど参加しやすい環境づくりに努める。	広報・町民課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
		(2)多様なニーズに対応した子育て支援の充実	3	多様な保育サービスの提供	あさひ園において、乳児保育、延長保育、障がい児保育等の多様な保育サービスを提供します。 近隣市町と広域で病児保育の体制拡充に努めます。	・あさひ園において、共働き家庭の増加」など多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、早期保育、延長保育の受け入れや、支援が必要な園児に対し、加配保育士の配置をするなど体制を整え、引き続き待機児童数0を達成した。 ・病児保育サービスのニーズも増加傾向にあり、一定数の利用があった。 ・病児保育の利用者数：延23名(R6：延50名) ・「こども誰でも通園制度」について、設置場所や受入体制の検討を行った。場所については、あさひ園保育室増室部分を活用し、整備することとした。	・多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、早期保育、延長保育等の保育サービスの提供を行った。 ・病児保育については、急な病気で会社を休む事ができない働く女性へのセーフティネット的な役割を担っている。 ・病児保育を定期的に利用していた児童のうち、保育所を卒園した園児がいたため、前年度より減少した。 ・「こども誰でも通園制度」について、あさひ園園庭内で開始できるよう検討できた。	・ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるよう、引き続き多様な保育サービスの提供を行う。 ・病児保育については、引き続きサービスを維持できるように関係機関と調整し、さらには利用者が活用しやすいようにPRを行う。 ・「こども誰でも通園制度」が令和8年4月から全国的に開始されるが、町内での実施は施設整備後（令和8年秋以降）になるため、準備が出来次第速やかに開始できるよう準備を進める。また、当町での受入体制が整うまでは近隣市町の該当施設を活用することで対応する。	あさひ園 子育て健康課
			4	子どもの居場所づくりの推進	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもたちの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室等の子どもたちの居場所づくりを推進します。	・放課後児童クラブ（学童保育）においては待機児童を出すことなく希望者が全て入所できた。 ※放課後児童クラブ利用者数239名（希望者全員） ・児童館についても、子どもたちの居場所づくりを提供できた。年度当初、年度末に利用する方が多い傾向にある。 （児童館利用者数 17,202名） ・放課後子ども教室は、昨年度後期から4年生まで拡大し、前期30名・後期30名で開催したことで、児童の居場所づくりを安定的に行うとともに、子育てと仕事の両立支援につなげることができた。 ・子どもの居場所づくり事業として「竹バームクーヘン」を2回開催（参加者は1回目15名、2回目13名）した。	・学童保育に関しては待機児童を出すことなく共働き家庭を含め活用できているため評価できる。 ・児童館については、毎年多くの方が利用していただいております。指定管理者制度による民間事業所への委託により大きな事故等もなく運営できた。 ・放課後子ども教室は、昨年度後期から対象を4年生まで拡大し、児童の居場所づくりの充実を図ることで、保護者の子育てと仕事の両立支援につなげることができた。 ・子どもの居場所づくりは老人クラブとの共催で行うことにより、親子を含めた地域のつながりづくりに貢献するとともに、子どもたちの健全育成につなげることができた。	・学童保育に関しては引き続き事業者と情報連携し、事業運営をサポートしていく。 ・児童館については、今後も指定管理者制度による民間事業所へ委託することで安定したサービスの向上に努める。 ・放課後子ども教室は、小学4年生までを対象に児童が安心して過ごせる居場所づくりの充実を図るとともに、保護者が子育てと仕事を両立できる環境づくりを支援する。 ・子どもの居場所づくり事業は、各団体の協力のもと、「世代間交流事業」を予定している。その他、新事業についても随時検討する。	子育て健康課 生涯学習課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
			5	地域ぐるみの子育て環境整備の推進	家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進します。	・あさひ園子育て支援センター事業について、朝日町保健福祉センターを会場に毎日午前中開催し、子育て家庭の交流の場として、いつでも利用できる環境を整えた。(24人/日)(希望者全員) ・育児相談等へ母親だけでなく父親の参加も推進し、家庭での子育てをサポートした。 ・各子育て支援事業において、スタッフによる子育て相談の実施や子育て家庭の交流の場の提供を行った。	・多様化する子育て支援のニーズに対し、毎日同じ会場で同じ時間帯に、子育て家庭の交流の場を提供した。 ・育児相談や幼児健康診査等への母親だけでなく父親の参加もみられ、家庭での子育てを推進できた。 ・各子育て支援事業において、スタッフによる子育て相談の実施や子育て家庭の交流の場の提供を行い、いつでも身近なところで相談できる体制を整えた。	・子育て家庭の交流の場をいつでも誰でも提供できるよう多様な事業展開を図る。 ・引き続き家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進する。	あさひ園 子育て健康課
			6	ファミリー・サポート・センターへの委託事業	ファミリー・サポート・センターに関する制度の周知を図り会員拡大に努めるとともに、育児サポートを実施します。	・各関係機関と連携をとりながら、制度に関する情報提供、会員増の啓発を行った。 ※依頼会員：77名(R6：78名) - 援助会員：45名(R6:40名) - 両方会員：3名(R6:5名) - 利用実績：173件(R6:166件)	・依頼会員数は大きな変動はなかったが、利用実績は前年度よりも増加した。増加要因としては、保育所や学童保育所への送迎利用が増加したため、前年度より増加した。	・引き続き会員数の拡大につなげるPRを行う。	子育て健康課
			7	福祉医療費助成	中学校修了前までの子どもに医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	・制度に関する情報提供の啓発を行いつつ、対象者への助成を行った。 ※件数：28,680件(R6：30,610件) - 実績額：60,971千円(R6：65,996千円)	・令和7年9月より子ども医療費の窓口負担無料化を15歳年度末まで拡充し、サービスの向上に努めた。	・近隣市町の動向を踏まえ、今後のサービス拡充について検討する必要がある。	子育て健康課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
		(3) 介護を支援する環境の整備	8	介護に関する理解促進	介護の負担が女性に偏らないように、家族相互の理解や参画が高まるよう啓発を行います。	・窓口や電話にて相談があった際に介護負担について聞き取りを行っているが、家族相互の理解や参画が高まるような啓発は行えていない。	C ・介護に関する相談者は、対象者の息子や兄弟などの男性からの相談も増えている。相談者は男性でも、実際に介護にかかわるのは女性の場合があるため、日常の介護分担について注意して聞き取りを行っていく。	・相談時の介護分担について聞き取りを行い、家族相互の理解や参画が高まるような啓発手法を検討し、実施していく。	保険福祉課
			9	介護者支援の充実	誰もが介護に携わることができるように、朝日町地域包括支援センター等と連携して介護に関する制度の周知や相談・支援体制を整備し、介護者支援の充実を図ります。	・地域包括支援センターと連携して介護に関する制度の周知を行うだけでなく、高齢者に関する総合窓口としての地域包括支援センターの周知を引き続き実施した。	B ・介護に関する相談者を中心に総合相談を受けることにより、要介護状態となる前の介護予防も含めて介護者支援を行っている。	・引き続き地域包括支援センターと連携し介護者支援の充実を図る。	保険福祉課
		(4) 事業所などに対する啓発	10	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発	育児・介護休業の制度利用促進、労働時間短縮やフレックスタイム制等の多様な働き方の実施に向けて、朝明商工会等の関係機関と連携しながら、事業所などに普及啓発を促進します。	・令和6年度に引き続き、県が実施する「トップの熱い思いの本気宣言」において町長が賛同し、男性の育児参画、休暇取得の促進を図った。 ・県の働き方改革推進企業（みえワク）の紹介やテレワークの促進等に関するチラシを産業建設課の窓口に設置した。	C ・県が実施する「トップの熱い思いの本気宣言」において男性の育児参画、休暇取得の促進について町長が賛同し、県特設ページへの掲載、県主催事業において周知啓発を行うことにより取得に向けた啓発を行った。 ・県の働き方改革推進企業の紹介やテレワークの促進等に関するチラシを産業建設課の窓口に設置し、普及啓発を行っており、働き方改革推進企業として町内企業1社が登録された。	・引き続き朝明商工会等の関係機関と連携し、チラシの設置、ポスターの掲示を行い、情報提供及び啓発を推進する。	広報・町民課 産業建設課
			11	町における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発のため、町が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組めます。	・安全衛生委員会を通じて有給休暇取得に向けての取り組みを行うとともに管理職会を通じ取得の推奨を行った。 ・管理職会にて時間外勤務の実績を報告し、仕事と生活の調和促進に努めた。 ・庁舎開庁時間の短縮に向けて来客数調査やアンケートを行い、課題整理など検討を行った。	B ・令和7年度は、有給休暇の平均取得日数が特定事業主行動計画における目標日数15日に対し14日であり目標を下回った。一方で、子の看護休暇の取得促進により、年次有給休暇から特別休暇への取得移行が進んだものと考えられ、家庭に向けられる時間の確保につながっていると考え。 ・庁舎開庁時間の短縮に向けた検討結果により、令和8年4月1日より実施することとなった。また町民への周知に努めた。	・プラスワン休暇等の実施による連続休暇の取得促進に努める。 ・庁舎開庁時間の短縮による業務効率化を検討し、時間外勤務の縮減につなげていきたい。併せて、開庁時間の見直しに伴い、柔軟な働き方が可能となるよう、フレックスタイム制を含めた勤務時間制度のあり方についても検討を進める。	総務課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名	
	2 政策・方針等決定過程への男女共同参画の推進	(1) 審議会等への女性の登用の推進	12	女性委員登用の拡大	朝日町まちづくり条例に基づき、審議会等への女性の参画をめざします。また、女性が参画しやすい環境づくりに努めます。さらに、女性委員の登用率を年1回調査します。	・各課において朝日町まちづくり条例及び本計画に基づき、女性の審議会等への参画がしやすい環境づくりに努めた結果、審議会等における女性委員登用率は20.4%であった。 (R6:23.2%) ※地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等で調査を行う。 審議会等数 20 (R6:20) うち女性が在籍している審議会等数 13 (R6:13) 総委員数 137名 (R6:138名) うち女性委員数 28名 (R6:32名) ・審議会等への女性の登用率の調査を9月に実施した。	C	・朝日町男女共同参画推進委員会において、審議会・委員会などへの女性の参画・登用を各課に働きかけたが、女性委員登用率については昨年度より3ポイント減となった。 登用率については、審議会の構成内容によって、関係団体から充て職により任命せざるを得ない場合があり、男女比の偏りが発生するが、町全体として引き続き女性委員の登用の推進、拡大を図る必要がある。	・引き続き朝日町まちづくり条例に基づき、審議会等への女性参画を朝日町男女共同参画推進委員会を通じて働き掛ける。 ・審議会等への女性参画ができるよう委員の選任方法の検討や、女性が参画しやすい環境づくりに努める。	全課 広報・町民課
		(2) 町における管理職への女性の積極的登用	13	管理職への登用	平等取扱等の原則と成績主義の原則に留意しつつ、女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。	・令和7年度管理職への新たな登用が1名あった。令和7年度実施の採用試験においては、6名中4名の女性職員の採用を行った。	B	・職員の年齢構成から管理職の登用は1名であるが、新規採用職員数においては女性採用率は67%となった。	・管理職登用に向け、研修機会の充実や多様な業務経験の付与を通じて、必要な知識・経験の習得を支援し、女性職員の管理職登用の推進に努める。	総務課
			14	人材育成等の推進	性別に関わらず、個人の個性と能力を十分に発揮できる人材を育成・活用するため、朝日町人材育成基本方針に基づき研修内容の充実と参加促進に努めるとともに、幅広い分野の職務を経験できるような人員配置に努めます。	・朝日町人材育成基本方針に基づき、性別にかかわらず均等な研修機会の確保に努めるとともに、段階別研修を実施し知識を深めた。 研修の参加人数は123名で、そのうち女性は65名であった。参加者全体の約53%を女性が占め、男女ともに積極的に研修に取り組む姿勢が見られた。	B	・育児休業等を除く退職者を除外すると、概ね計画的な派遣を実施することができており、職員の資質向上に努めている。	・研修内容の充実に努めるとともに、職員一人ひとりの能力や適性を踏まえ、性別にかかわらず幅広い分野の業務を経験できる人員配置に努める。	総務課
	3 雇用等における女性活躍の推進(女性活躍推進計画)	(1) 就労場における男女共同参画の促進	15	労働環境の整備	労働局等の関係機関と連携して労働安全衛生等の労働条件の向上など、適正な雇用・労働環境の整備推進を啓発します。	・労働相談窓口、テレワーク相談窓口に係る啓発チラシを産業建設課の窓口を設置した。	B	・チラシ設置により一定の啓発効果があったと思われる。	・引き続き各種情報提供及び啓発を推進する。	産業建設課
			16	女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援	労働局等の関係機関と連携して女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。	・女性のキャリアアップのためのセミナー等のチラシを広報・町民課の窓口を設置した。 ・労働相談窓口周知、働き方改革推進、育休促進等に係る啓発チラシを産業建設課の窓口設置した。	C	・女性のキャリアアップのためのセミナー等のチラシを広報・町民課の窓口設置し、情報提供を行ったが、事業所への直接的な啓発はできなかった。 ・チラシ設置により一定の啓発効果があったと思われる。	・労働局等の関係機関と連携し、啓発に努める。	産業建設課 広報・町民課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名	
			17	多様な働き方の推進	県等の関係機関と連携して事業所へICT等の技術活用や、テレワーク等の多様な働き方ができるよう情報提供を行います。	・労働相談窓口、テレワーク相談窓口、働き方改革推進に係る啓発チラシを産業建設課の窓口を設置した。	B	・チラシ設置により一定の啓発効果があったと思われる。	・労働局等の関係機関と連携し、啓発に努める。	産業建設課
			18	女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定の啓発	女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定が進むよう、労働局等の関係機関と連携して啓発を図ります。	・県が実施した女性活躍推進法に基づく計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業チラシを広報・町民課の窓口を設置し、一般事業主行動計画の周知を行った。	C	・県から配布されるチラシ等を広報・町民課の窓口を設置し、一般事業主行動計画の周知啓発を行い、女性活躍推進の機運を高めることができた。	・引き続き各種情報提供及び啓発を推進する。 ・県が実施する策定支援のためのアドバイザー派遣事業をホームページ等にて周知する。	産業建設課 広報・町民課
			19	女性活躍推進法における市町村推進計画の策定及び推進	男女共同参画基本計画に女性活躍推進法における市町村推進計画の内容を盛り込み、計画を推進します。	・「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に位置付け、令和6年度事業評価及び令和7年度取組方向をホームページにて公表した。	A	・「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に位置付け、着実に計画を推進させるため、男女共同参画推進委員会にて情報共有や意見交換を行い、令和6年度事業評価及び令和7年度取組方向をホームページにて公表した。	・令和7年度事業評価及び令和8年度取組方向をホームページにて公表を行う。 ・令和3年度策定済みの「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」の中間見直しを行い、後期計画を策定する。	広報・町民課
		(2) 女性の再就職・起業の支援	20	女性の再就職支援	ハローワーク等の関係機関と連携して結婚や出産、育児などの理由で離職した女性が再び働くことができるような支援に努めます。	・就職氷河期世代の就職支援、女性の就農支援を啓発するチラシを産業建設課の窓口を設置した。 ・「北勢地域若者サポートステーション」の出張相談窓口を毎月1回設置。「北勢地域若者サポートステーション」における相談件数は98件（出張相談件数分含む）であり、その内の4件は女性からの相談であった。 ・県が主催する「女性の就職支援事業」を後援し、パンフレットを広報・町民課の窓口へ設置した。	A	・就農に関しては、実現はしていないものの農地マッチングに関心を持つ女性からの相談は増加傾向にある。 ・県が主催する「女性の就職支援事業」を後援し、パンフレット等を広報・町民課の窓口へ設置し、女性の再就職のための支援を行った。	・引き続きハローワーク等の関係機関と連携し、支援に努める。	産業建設課 広報・町民課
			21	女性の起業支援	起業を考えている女性に対して、朝明商工会等の関係機関と連携して、相談窓口の設置やセミナー開催（女性創業応援塾）による支援を行うほか、必要な情報提供を行います。	・朝明商工会主催により女性創業塾を開催し、5名の町民が参加した。 ・古民家マルシェはじめの会を開催し、12名の女性が参加した。	A	・朝明商工会等の支援を受け4名の女性が創業した。	・引き続き朝明商工会と連携しながら事業を進める。	産業建設課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
		(3) 職場におけるハラスメントの防止	22	多様なハラスメントの防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育児休業・介護等などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。	・ハラスメントの相談窓口が掲載されているポスターの掲示や、パンフレットを広報・町民課の窓口に設置した。 ・育休促進等のパンフレット・チラシを子育て健康課の窓口に設置・配布した。また広報紙に相談先を掲載・周知した。	B ・ポスターの掲示やパンフレットの設置によりセクハラ防止の啓発を行うことができた。 ・各種ハラスメントの相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境の整備に努めた。 ・育休促進に関するチラシ等を子育て健康課の窓口に設置し、相談のあった人に周知する等、制度の周知は行うことが出来た。	・引き続き認識を高める啓発を行うとともに、チラシの設置やポスターの掲示、広報紙、ホームページへの掲載などによる相談窓口の周知を行うなど啓発活動を行う。	広報・町民課 子育て健康課
			23	町における多様なハラスメントの防止対策の推進	町においては、ハラスメントのない良好な勤務環境を確保するため、ハラスメント防止に関する研修会や、職員を対象にアンケート調査を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知を行います。	・年2回のハラスメントアンケートを実施するとともに、その結果を安全衛生委員会だよりで周知することで、職員一人ひとりが自身の行動を振り返り、ハラスメント防止意識の向上に努めた。また、課長補佐級職員を対象としたハラスメント研修を開催し、理解を深めた。 ・悩みを抱える職員の相談窓口を設置し良好な職場環境改善に努めた。(年8回) ・職員が安心して働くことができる職場環境の実現を目指し、ハラスメント防止条例を制定した。	B ・ハラスメントのない良好な勤務環境を確保するため、アンケートを通じて職員の意見を集約し、ハラスメント防止につなげることができた。 また、管理職会を通じて、ハラスメントに該当する行為や留意事項について周知を図った。 さらに、ハラスメント防止に関する条例を制定し、相談体制や対応手順を明確化することで、職員が安心して働くことのできる体制を構築した。	・制定したハラスメント防止条例に基づき、相談体制や対応手順の適切な運用を図るとともに、職員一人ひとりのハラスメント防止意識の向上に努める。 また、管理職を中心とした研修や周知啓発を継続的に実施し、誰もが安心して働くことのできる良好な勤務環境の確保につなげていく。	総務課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
	4 地域活動・社会活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進と支援	24	地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進	自治区活動・地域活動・社会活動団体、PTAや子ども会等に、性別に関わらず参画できるよう意識啓発に努めるとともに、性別に捉われず責任ある立場を担う意識づくりを推進します。	・関係団体（アイリスあさひ）と協働で各種事業を開催し、事業ごとに啓発チラシを配布した。 ・自治区からの要望や活動に対し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず対応するよう努めた。 ・小学校では、特に1・3年生で女性の人権に係る学習を、6年生で性的マイノリティの人権に係る学習を行い、全校的には、教科の内容と関連させて、取り上げた。 ・子ども会では屋内外のレクリエーションを9事業実施した。	B ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で各種事業を開催し、事業ごとに啓発チラシを配布し、町民の意識高揚に努めた。 ・自治区活動支援について、多様な方が参加しやすい地域活動となるよう、男女共同参画の視点に立った助言を行った。 ・学習すべき課題がたくさんある中で、小中学校それぞれの学習で行うことができた。 ・子ども会の役員は女性の割合が多い。	・地域活動・社会活動団体に男女共同参画の視点が取り入れられるよう、情報発信に努める。 ・自治区活動においては自主性を尊重しつつ、令和8年度は女性区長1名が就任を予定しているため、依頼事項等について性別による固定的な役割分担意識にとられない対応に努める。 ・児童生徒の発達段階に応じた、性の固定観念や性的役割等に係る学習を推進する。 ・子ども会事業については、引き続き男女問わず役員等として参画しやすい運営となるよう支援していく。	広報・町民課 総務課 教育課 生涯学習課
			25	男女共同参画の実現をめざした町民活動への支援	男女共同参画を推進する関係団体の活動を支援します。また、他の町民活動団体との交流を支援します。	・関係団体（アイリスあさひ）に補助金（200千円）を交付し、団体とともに様々な事業を実施した。 ・(6/8) 三重県内男女共同参画連携映画祭「お終活 熟春！人生、百年時代の過ごし方」参加者：406名 ・(10/3,4) 日本女性会議2025権原 参加者：6名 ・(10/9) 男女共同参画セミナー「笑って生き切る 終活セミナー～自分のため、家族のためにすべきこと～」講師：「元氣じるし（株）代表取締役 石山純さん 参加者：23名 ・(11/13) 三重県アイリス交流会 ・(12/7) 親子料理教室「ばばっとランチ」参加者：8家族19名 ・(3/15) 福祉感謝祭（啓発チラシ、スポットボランティア募集チラシの配布）	A ・関係団体（アイリスあさひ）への活動支援として、1団体200千円の補助金の交付決定を行った。 ・男女共同参画活動団体と協働で、様々な啓発事業を行い、機運の醸成を図った。 ・町内の町民活動団体との交流は支援できなかったが、三重県アイリス交流会にて他町の活動団体との交流や日本女性会議2025権原参加への支援を行った。	・男女共同参画推進補助金を交付し、関係団体（アイリスあさひ）の活動を引き続き支援する。また、スポットボランティアを募集するなど、男女共同参画推進団体への若い世代の加入促進を行う。	広報・町民課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
			26	女性リーダーの育成に向けた町内外研修の実施	あらゆる分野で女性が活躍できるよう、団体が行う研修活動を支援するなど、人材の育成に努めます。また、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催される、働く場における女性リーダーの育成を目的にした講座の情報提供を行います。	・関係団体（アイリスあさひ）に補助金（200千円）を交付し、団体とともに様々な事業を実施した。 （10/3,4）日本女性会議2025榎原 参加者：6名 （11/13）三重県アイリス交流会 ・フレンテみえの事業案内のパンフレット・チラシを広報・町民課の窓口に設置した。また、関係団体（アイリスあさひ）には個別で、フレンテみえ等のセミナーの情報提供を行った。	A ・関係団体（アイリスあさひ）の知識向上のため、研修活動（日本女性会議2025榎原、三重県アイリス交流会）の支援を行った。	・関係団体（アイリスあさひ）については引き続き支援するとともに、情報提供により、女性リーダーの育成に努める。	広報・町民課
		（2）多様な人々の視点による防災・減災活動の推進	27	地域防災体制への男女共同参画の推進	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点を反映させます。また、消防団及び自主防災組織への女性参加を促進します。	・避難所における女性専用スペースや更衣・授乳環境、要配慮者への支援等について、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営のあり方を検討した。	B ・避難所運営における女性や要配慮者への配慮について、男女共同参画の視点を踏まえた課題整理や検討を進めることができた。 今後はより具体的な運営体制の整備を進める必要がある。	・国が示す避難所環境改善の方向性やスフィア基準の考え方も踏まえながら、プライバシー確保や生活環境の向上、多様なニーズに配慮した避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルの見直しを進める。	防災環境課
			28	多様な人々の視点による防災・減災活動	避難所運営、被災者支援等において、女性をはじめ多様な人々の視点に配慮された防災・減災活動を推進します。	・地区の防災訓練や出前講座の実施により防災・減災活動の推進に努めた。 【訓練】 柿地区（9/21、10/12、10/26） 【講演・講話】 全地区対象（8/31） 朝日小学校4年生（11/5） 鈴鹿医療科学大学看護学生（1/19）	A ・訓練や出前講座を通じた啓発等で意識向上の効果があったと思われる。 ・訓練では親子・女性の参加もあった。	・継続して訓練や出前講座などにより啓発等を行う。	防災環境課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
Ⅱ 男女共同参画に向けた意識改革の推進	5 男女共同参画に関する理解の促進	(1) 男女共同参画に関する広報、啓発の充実	29	広報紙、ホームページ等による周知・啓発	広報紙やホームページ等で男女共同参画及び人権に関する周知・啓発を行います。	・男女共同参画強化週間（6月23日から6月29日）について、広報紙に掲載を行った。 ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施した事業案内や事業報告を広報紙やホームページ、LINEにて行った。	・男女共同参画強化週間（6月23日から6月29日）に合わせ、広報紙に掲載し、周知を行った。 ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施した事業案内や事業報告を適宜広報紙やホームページにて積極的に情報発信を行うことができた。	・強化週間などに合わせ、計画的に広報紙やホームページ、LINEにて掲載する。 ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施する事業の案内や事業報告を広報紙やホームページ、LINEにて周知する。 ・男女共同参画基本計画の後期計画策定にあたり、計画策定の状況とともに、意識アンケート調査結果等についてもホームページにて情報発信を行う。	広報・町民課
			30	男女共同参画意識推進事業による啓発	男女共同参画を推進する関係団体との連携により、講演会、映画祭、親子料理教室等を開催し、男女共同参画についての啓発を行います。	・関係団体（アイリスあさひ）に補助金（200千円）を交付し、団体とともに町民参画の様々な事業を実施した。 （6/8）三重県内男女共同参画連携映画祭 （10/9）男女共同参画セミナー （12/7）親子料理教室 （3/15）福祉感謝祭（啓発チラシ、スポットボランティア募集チラシの配布）	・関係団体（アイリスあさひ）と協働で、様々な啓発事業を行い、男女共同参画社会の機運の醸成を図ることができた。	・連携映画祭や親子料理教室、講演会など4回の事業を実施する。	広報・町民課
			31	人権講演会の開催	男女共同参画の実現及び人権意識を高めるため、人権講演会などの機会を活用した町民への啓発を行います。	・LGBTをテーマに、「一人ひとりが生きやすい社会のために～「性のあり方」について考える～」と題して、「朝日町人権講演会」を開催。 講師：公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子さん 参加者：52名	・LGBTについての研修を実施し、誰もが生きやすい社会の大切さを学ぶことができ、人権意識の向上につながった。 ・定員に対して参加者が少なかった。	・引き続き、人権意識の向上を図るため、人権講演会を実施する。 ・多くの方に参加いただけるよう、PRを強化し、開催時間についても検討する。	広報・町民課
			32	男女共同参画意識調査の実施	男女共同参画に関する意識の浸透及び実情を把握・分析するため、町民の意識調査を実施します。	・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施する「セミナー」及び「親子料理教室」にて「男は仕事、女は家庭」という考え方についてアンケート調査を行い、町民の意識調査や現状把握に努めた。 いずれの事業でも、約80%の方が「同感しない・どちらかといえば同感しない」という結果であった。	・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施した3事業のうち2事業でアンケート調査を行い、意識調査や現状把握に努めた。アンケート結果により、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、約80%の方が「同感しない・どちらかといえば同感しない」という結果であった。令和7年度アンケート結果も令和6年度と同様に約80%と増減がなく、引き続き意識改革を行う。	・男女共同参画基本計画の後期計画策定にあたり、町民・事業所向けにアンケート調査を実施する。 ・引き続き、関係団体（アイリスあさひ）が実施する事業においてアンケート調査を実施する。	広報・町民課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
	6 男女共同参画に向けた教育の推進	(1) 学校等における男女共同参画に向けた教育の推進	33	あさひ園、学校等における男女共同参画に向けた教育の推進	園、学校、家庭及び地域における男女の相互協力や男女の対等な社会参画、多様な性的指向・性自認について理解促進を図るとともに、人権意識が高い思いやりのある園児、児童生徒を育成します。また、園児、児童生徒、一人ひとりをもつ個性や能力を発揮できる教育を推進します。	・園目標「豊かな心情を持ち、自ら考え、行動しようとする力を育てる」に向け、一人ひとりの子どもが生き生きと園生活を過ごし、自分の思いが伝えられるような環境づくりや保育者の丁寧なかかわりの中で、自分らしさが出せるような保育を行った。 ・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムに基づき、人権教育を実施した。 ・中学校において、保健・体育の授業を、全ての学年で男女共習授業として実施した。	A ・あさひ園において、子ども一人ひとりの良さや個性を伸ばす保育、教育を大切にすることにより、お互いを認め合い、自己発揮できるように保育を行った。 ・中学校区としての人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を推進することができた。また、小中学校の人権教育担当者を集め、人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践についての成果や課題等を共有することができた。	・男女共同参画の視点をもち、引き続き子ども一人ひとりの個性を伸ばす保育、教育を大切に する。 ・引き続き、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を行い、児童生徒の人権意識の向上を図る。また、実践後に、計画及びカリキュラムの課題等を把握し、それぞれのブラッシュアップを図る。	あさひ園 教育課
			34	男女共同参画の視点に立った進路指導	進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行います。	・中学校において、生徒が主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行った。また、2年生においては職場体験学習を実施した。	B ・中学校において、生徒が主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行った。また、キャリアパスポート等も活用しながら、将来を見据え、主体的な進路選択を行うことができるよう取組を進めた。	・中学校において、キャリア教育の中に進路指導を位置付け、各学年において男女平等の視点での進路指導を促進する。また、2年生において、職業体験学習を実施する。	教育課
			35	男女共同参画の視点に立った情報教育の推進	発達段階に応じた情報モラルやマナーに関する指導の充実を図ります。	・小学校では、全学年において、道徳科や総合的な学習の時間にネットモラルについて指導した。 ・中学校では1年生を対象に1学期の早い時期にネットモラル教室を実施した。また、全学年を対象に警察と連携した「ネットモラル教室」を実施した。	B ・自身が性被害にあわないように、SNS等で不要なやり取りや書き込みをしないこと、また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的描写を含むサイト等の児童生徒に有害なコンテンツに接することを防ぐためにフィルタリングをかけることの重要性を含めたネットモラル教室を実施し啓発を行った。	・小学校では、発達段階に応じたネットモラルを指導するとともに、外部団体との連携による「ネットモラル教室」を実施する。 ・中学校1年生を対象にネットモラル教室を実施する。	教育課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度取り組み方向	課名
			36	人権に関する教育	命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動を通して、人権教育を充実します。	・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムに基づき、人権教育を実施した。 ・中学校において、保健・体育の授業を、全ての学年で男女共習授業として実施した。 ・人権擁護委員から、小学校1年生にはジェンダーフリーをテーマに、6年生には性の多様性をテーマに、それぞれ授業を受けた。	B ・中学校区としての人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を推進することができた。また、小中学校の人権教育担当者を集め、人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践についての成果や課題等を共有することができた。	・推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を行い、児童生徒の人権意識の向上を図る。また、実践後に、計画及びカリキュラムの課題等を把握し、それぞれのブラッシュアップを図る。 ・1・6年生では、人権擁護委員によるジェンダーレス・ジェンダーフリーや性の多様性について、「人権教室」を行う。	教育課
			37	教職員等を対象とした研修の充実	教職員及び保育士に対して、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう、研修機会の提供と内容の充実に努めます。	・朝日町教職員研修会において講師を招き、女性の人権、性的マイノリティの人権に係る研修を行った。 ・あさひ園において、年2回「人権擁護のためのセルフチェック」を活用し、職員の人権意識に対する意識改革を行った。また、職員個々のセルフチェック結果の取りまとめを行い、職場全体での評価を併せて実施し職員間で共有した。	A ・朝日町教職員研修会において講師を招き、女性の人権、性的マイノリティの人権に係る研修を実施し、人権意識を高めることができた。 ・あさひ園において、職員自身が自身の言動を振り返ること、固定的な意識の見直しを行うことができた。	・朝日町教職員研修会において、講師を招いた研修等を実施する。 ・あさひ園において、今後においても「人権擁護のためのセルフチェック」を活用し、人権意識に対する意識改革を行い、人権に配慮した取組を継続する。	教育課 あさひ園

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
		(2) 生涯を通じた学習機会の充実	38	生涯学習の推進	性別に関わらず、町民一人ひとりが生涯にわたり、あらゆる世代がライフステージに応じた学習プログラムに参加できるよう、特色ある講座、教室の開催及び町民主体による講座の企画・運営の促進に努めます。また、講演会等の開催により学習機会を提供する際には、開催日時への配慮や託児サービスを用意するなど、性別に関わらず誰もが参加しやすい条件となるよう開催します。	朝日町公民館における生涯学習活動として、公民館教室を16教室を開講し（男性27名、女性217名が参加）、定期的なサークル活動（自主活動）を行う23団体（男性56名、女性250名が所属）を支援した。 ・地域で教えたい方が活躍できる場を広げるため、「講師登録制度」を設けた。 ・関係団体（アイリスあさひ）に補助金（200千円）を交付し、団体とともに様々な町民参画の事業を実施した。 ・(6/8) 三重県内男女共同参画連携映画祭 ・(10/9) 男女共同参画セミナー ・(12/7) 親子料理教室	A ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で行った「連携映画祭」では託児サービスを設け、若い世代の参加促進に努めた。「親子料理教室」においては、日曜日に開催し、男性保護者（主に父親）が参加しやすい環境づくりに努めた。	・既存教室の活性化とサークル化に向け、新規参加者の募集や、参加者との協議を進める。 ・新規講師の発掘や若い世代が参加しやすい教室づくりに取り組む。 ・関係団体（アイリスあさひ）と連携し、連携映画祭やセミナー、親子料理教室など4回の事業を実施する。また、内容の充実や対象者に合わせた開催日時や託児サービスの検討を行うなど参加しやすい環境づくりに努める。	生涯学習課 広報・町民課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7 あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画）	(1) DV・ハラスメント・児童虐待等の防止・啓発の推進	39	朝日町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の策定	「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」の内容を盛り込み、計画を推進します。	・「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」を推進した。	A ・「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」の内容を盛り込み、相談体制の強化や関係機関との連携に努めた。	・引き続き「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」に盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」を推進する。 ・策定予定の「かがやくあさひ第2次男女共同参画基本計画」の後期計画に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」を盛り込む。	子育て健康課
			40	広報紙、パンフレット等による啓発	配偶者、パートナー、恋人からの暴力、ハラスメントを許さない社会づくりのため、広報紙、パンフレット等を通して町民、事業所へ啓発を行います。	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）、児童虐待防止推進月間（11月）に併せてDVに関する相談窓口等を広報紙へ掲載し、啓発に努めた。また、期間中は職員がパープルリボンバッジを付け、啓発活動を行った。 ・広報・町民課、子育て健康課の窓口に「女性に対する暴力をなくす運動」ポスターの掲示、DVやハラスメント防止のチラシを設置した。 ・運動期間中（11月12日から11月25日）は、街頭でティッシュ配りをし、啓発運動を行った。 ・DV等に関する相談窓口を新たにホームページやLINEに掲載した。	A ・ポスターの掲示やパンフレット・チラシを広報・町民課、子育て健康課の窓口に設置し、さらに広報紙の掲載によりDV防止の啓発ができた。 ・運動期間中（11月12日から11月25日）は、街頭でティッシュ配りをし、啓発運動を行なうことができた。 ・新たに、DV等に関する相談窓口をホームページやLINEに掲載することで、より啓発をすることができた。	・引き続きDVに関するチラシやパンフレット等の配布を行い、暴力の防止について啓発する。また、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」、「児童虐待防止啓発月間」に併せて広報紙またはホームページやLINEに相談窓口を掲載し、啓発する。	広報・町民課 子育て健康課 産業建設課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
			41	関係機関との連携強化	被害者を早期発見や早期保護できるよう警察などの関係機関との連携を強化します。	・要保護児童地域対策協議会及びDV対策地域協議会の実施や警察や児童相談所や女性相談支援員との連携を図ることで、各関係機関との連携強化に繋がった。 代表者会議：年1回 実務者会議：年4回	A ・要保護児童地域対策協議会及びDV対策地域協議会の実施や警察や児童相談所や女性相談支援員との連携を図ったことで、各関係機関との連携強化に繋がった。	・引き続き、要保護児童地域対策協議会及びDV対策地域協議会を実施し、警察や児童相談所や女性相談支援員との連携の強化を図っていく。	子育て健康課
			36 (再掲)	人権に関する教育 (再掲)	命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動を通して、人権教育を充実します。	・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムに基づき、人権教育を実施した。 ・中学校において、保健・体育の授業を、全ての学年で男女共習授業として実施した。 ・人権擁護委員から、小学校1年生にはジェンダーフリーをテーマに、6年生には性の多様性をテーマに、それぞれ授業を受けた。	B ・中学校区としての人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を推進することができた。また、小中学校の人権教育担当者を集め、人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践についての成果や課題等を共有することができた。	・推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を行い、児童生徒の人権意識の向上を図る。また、実践後に、計画及びカリキュラムの課題等を把握し、それぞれのブラッシュアップを図る。 ・1・6年生では、人権擁護委員によるジェンダーレス・ジェンダーフリーや性の多様性について、「人権教室」を行う。	教育課
			42	児童虐待の未然防止の推進	児童虐待の早期発見、早期対応のため、学校や地域、関係機関と連携を強化するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、訪問援助や相談体制の充実を図ります。	・児童虐待の未然防止を推進するために、要保護児童地域対策協議会及びDV対策地域協議会の年4回開催や児童虐待進行管理モニター強化事業を行い、状況把握や情報共有を図ってきた。通告の際は、48時間以内に家庭訪問などを行い、早期対応に努めその後の継続支援を行った。 ・児童虐待の未然防止を推進するために、子育て健康課の窓口にポスターの掲示、11月の「児童虐待防止推進月間」は、広報紙に掲載を行ったり、オレンジツリーを設置した。	A ・児童虐待の未然防止を推進するために、要保護児童地域対策協議会及びDV対策地域協議会年4回開催や児童虐待進行管理モニター強化事業を行い、対応を協議し、連携の強化を行い支援体制を整えることができた。 ・通告の際は、迅速に家庭訪問を行ったり、各関係機関との連携や情報共有をし、その後の継続支援を行った。 ・子育て健康課の窓口にポスターの掲示、11月の「児童虐待防止推進月間」は、広報紙に掲載を行ったり、オレンジツリーを設置し、児童虐待の防止に努めた。	・引き続き、児童虐待の未然防止を推進するために、要保護児童地域対策協議会及びDV対策地域協議会年4回開催や児童虐待進行管理モニター強化事業を行い、状況把握や情報共有を図っていく。 ・通告の際は、迅速に対応し、各関係機関との連携や情報共有をしながら、その後の見守り体制も強化していく。 ・ポスターの掲示、児童虐待防止推進月間（11月）中は、オレンジリボンバッチを付けたり、オレンジツリーを設置し、啓発運動を行っていく。	子育て健康課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
		(2) 安心して相談できる体制の整備	43	相談窓口の周知	被害者が早期に相談できるよう広報紙やホームページ等を活用して、相談・支援先の周知・啓発に努めます。	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）、児童虐待防止推進月間（11月）に併せて広報紙へ相談窓口を掲載し、相談窓口の周知・啓発に努めた。 ・パンフレット・チラシを広報・町民課及び子育て健康課の窓口に設置し、相談窓口の周知を行った。 ・新たに、ホームページやLINEに相談窓口を周知・啓発を行った。 ・Logoフォームで相談できる体制の整備を図った。	・広報紙、パンフレット・チラシにより、相談窓口の周知を行うことができ、早期に相談できる体制を整えた。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）」に、広報紙へ相談窓口を掲載し、新たに、ホームページに相談窓口を周知・啓発を行うことができたが、ポスター、パンフレット・チラシを担当窓口設置のみになってしまった。 ・Logoフォームで相談できる体制の整備を図り、ホームページやLINEで周知した。	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）、児童虐待防止推進月間（11月）について広報紙への掲載や、パンフレット・チラシの設置、ポスター掲示、ホームページ、LINEへの掲載等で相談・支援先の周知・啓発を行う。 ・Logoフォームの開設等相談窓口の周知方法を検討する。	広報・町民課 子育て健康課
			44	相談体制の充実	DV防止法により被害者に対して各種の保護を行う中心的な役割を担うとされている配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所等の関係機関との連携強化を図り相談体制の充実を図ります。	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、随時協議を行って相談支援の充実を図った。	・DV保護法により被害者に対して各種の保護等を行う中心的な役割を担う配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、随時協議を行うことで相談支援の充実を図ることができた。	・引き続き配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）等の関係機関と連携を図り、随時協議を行って相談支援の充実・強化を図る。	広報・町民課 子育て健康課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
		(3) 被害者等の支援体制の充実	45	被害者等の支援に向けた関係機関との連携	被害者等の抱えるさまざまな問題に対し、切れ目のない支援を行うため、朝日町犯罪被害者等支援条例などに基づき関係機関と連携を密にし、支援体制の整備に取り組みます。	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、支援体制の整備を行った。 ※女性相談所に繋いだ件数：令和7年度支援実績2件（R6：2件） ・みえ犯罪被害者総合支援センターと連携を図り、朝日町犯罪被害者等支援金制度に基づき、1件の支援を実施した。 ・県及び県警察等が主催の犯罪被害者等支援に関する研修会に参加し、関係機関との連携強化を図るとともに、支援員（担当者）の支援能力の向上に努めた。	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、支援体制の整備を行うことで、被害者等の抱える様々な問題に対し、継続的な支援や切れ目のない支援を行うことができた。 ・みえ犯罪被害者総合支援センターと連携を図り、朝日町犯罪被害者等支援金制度に基づき、1件の支援を実施した。 ・県及び県警察等が主催の犯罪被害者等支援に関する研修会に参加し、関係機関との連携強化を図るとともに、支援員（担当者）の支援能力の向上に努めた。	・引き続き配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、支援体制の整備を取り組んでいく。また、県、みえ犯罪被害者総合支援センター、県警察等の関係機関と連携し、支援体制を構築する。	子育て健康課 管理サポート課
8 生涯を通じた健康支援		(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進	46	疾病予防や重症化対策の推進	疾病予防や生活習慣病重症化予防のため知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励します。また、各種健康診査やがん検診の結果に応じた保健指導の実施や適切な受療の勧奨等に取り組みます。	・疾病予防や生活習慣病重症化予防に関するチラシやポスター、広報紙を活用して、知識の普及・啓発を行った。 ・チラシや広報紙、ホームページなどを活用し、各種健康診査やがん検診の受診勧奨を行った。 ・がん検診等の申し込みをWEBでも対応可能とした。 ・検診の結果、要精密検査の判定だった方に対して、受診勧奨を行った。 - がん検診受診率：14.7%（R6：10.0%）	・チラシや広報紙、ホームページなどを活用し、疾病予防や生活習慣病重症化予防のため知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励した。	・引き続き、疾病予防や生活習慣病重症化予防に関するチラシやポスター、広報紙を活用して、知識の普及・啓発を行う。 ・チラシや広報紙、LINEなどを活用し、各種健康診査やがん検診の受診勧奨を行う。 ・検診の結果、要精密検査の判定だった方に対して、受診勧奨を行う。	子育て健康課
			47	スポーツの振興・普及	町民の健康増進のために、町民の誰もが運動・スポーツに触れ、親しむ機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画する気運醸成に努めます。	・スポーツや文化振興に大きな貢献をした町民対象に交付する、「朝日町スポーツ・文化振興奨励金」は、延べ15名に交付した。 ・体育協会の運営を支援し、事業として計画された10事業のうち、9事業が実施され、参加者322名（男性201名、女性121名）で、女性比率約37%であった。 ・総合型地域スポーツクラブ事業を支援した。 ・町民の体力向上や現状を明らかにするため、体力・運動能力調査を実施し、20歳から79歳までの方で男性19名、女性22名、計41名の参加があった。	・体育協会や総合型地域スポーツクラブの事業を支援することができた。	・スポーツの振興、普及のため引き続き体育協会をはじめとするスポーツ団体・総合型地域スポーツクラブの支援を行っていくとともに、多くの町民の参画を促す。	生涯学習課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名	
		(2)性と生殖に関する健康支援の充実	48	母子保健対策の充実	安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談等サービスの充実を図ります。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。	・関係機関・関係職種と連携を取りながら、妊娠から出産、子育てに関して、途切れのない支援を目指して連携の強化を図った。 ※妊婦健診：94名（受診券交付数）（延1,196名） 産婦健診：101名（延165名） 赤ちゃん訪問：97名 乳幼児健診：新生児聴覚スクリーニング検査81名 1か月児健診96名 4か月児健診88名 10か月児健診72名 1歳半健診75名 2歳児歯科検診77名 3歳半健診106名 ・妊娠期から出産、子育てまでをサポートするため、令和7年11月より母子健康手帳アプリ「あさびよ」を導入し、子育て支援の充実を図った。 ・令和7年4月より「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、令和7年度については2件の利用実績であった。	A	・安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談等サービスの充実を図った。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図り、途切れの無い支援に努めた。 ・「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦へ相談助言等を行った。	・関係機関・関係職種と連携を取りながら、母子の健康づくりに関する支援を行う。 ・妊娠から出産、子育てに関して、途切れのない支援を目指し、関係機関との連携の強化を図る。	子育て健康課
			49	不育治療費の補助	不育治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	・朝日町不妊治療費及び不育症治療費助成事業を実施した。 ※申請者6名 ・不育症に関する知識の普及、申請窓口等の情報提供を行った。	A	・不育治療費助成制度の事業継続、周知が図れた。 ・不育症に関する知識の普及、申請窓口等の情報提供を行う。	子育て健康課	

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
			50	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する学習機会の提供	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の認識を深める学習機会の提供やホームページへの掲載等による情報提供に努めます。	・性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、フレンテみえや県より情報収集を行った。	D ・性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、フレンテみえや県より情報収集を行ったが、学習機会の提供はできなかった。	・県やフレンテみえによる事業のチラシの設置や、ホームページにて情報提供を行う。	広報・町民課
			51	性感染症対策や性教育の推進	性感染症や望まない妊娠を予防するために児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めます。	・小学校では、水泳指導前に、全学級で、「プライベートゾーン」についての学習をし、自分や他人の体を守ることを指導した。特に3年生には「プライベートゾーン」、4年生には「体の内面に起こる変化（月経、射精等）」について、養護教諭とともに授業（保健指導）を行った。 ・中学校では、保健体育で1年生に「生殖に関わる働き成熟」に係る授業、3年生に「性感染症とその予防」と「AIDSとその予防」に係る授業を行うとともに、性についての講演会を実施し、知識の充実を図った。 ・相談体制を充実させるため、こころの教室相談員を配置した。 ・子宮頸がん予防ワクチンに関する知識の普及及び接種勧奨を行った。 ・望まない妊娠をした場合の相談窓口について、チラシを子育て健康課の窓口を設置し周知した。	A ・小中学校において、発達段階に応じた性教育を行うことができた。 ・子宮頸がん予防ワクチンに関する知識の普及及び接種勧奨や、望まない妊娠をした場合の相談窓口の周知を行い、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めた。	・小学校では、水泳指導前には全学年でプライベートゾーンに関する指導や性被害を防ぐために「NO, GO, TELL」（いやと言う、その場から離れる、誰かに話す）について指導する。 ・子宮頸がん予防ワクチンに関する知識の普及及び接種勧奨を行う。 ・望まない妊娠をした場合の相談窓口について、チラシの配布により周知する。	教育課 子育て健康課
	9 複合的に困難を抱える人への支援	（1）自立のための支援	52	高齢者に対する支援	高齢者の生きがいを支えるため、地域社会と交流できる場、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に努めます。	・一般介護予防事業として従前より地域交流の場を設定しているが、男性の参加が少ないため、男性に特化した運動教室を34回・料理教室を4回実施した。	A ・男性向け運動教室・料理教室とも参加者には好評で、料理教室の参加者の中には家庭で料理をするようになった方もいた。	・引き続き男性向け運動教室・料理教室を継続・強化しつつ、性別を問わない事業についても継続実施していく。	保険福祉課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
			53	特別な支援を必要とする子どもたちに対する支援	特別な支援を必要とする子どもたちを対象として、理学療法士・作業療法士・臨床心理士による巡回やその家庭に対する保健指導・相談支援の充実を図ります。	・各専門職の強みを生かし、特別な支援が必要な子や発達を気になる保護者や子どもたちへのアプローチや相談を行なった ・各関係機関とケース会議や同行受診など、情報共有しながら、支援を行なった。 ・ホームページに発達相談の窓口を掲載を行なった。 ・令和7年4月より子ども家庭センターを設置し、令和7年11月から社会福祉士を1名配置し、母子保健機能と児童福祉機能の連携強化に努めた。 ※みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる保護者への窓口・電話相談（延111件） ※すくすく相談（延315件） ※のびのび相談（延98件） ※作業療育（延61件） ※支援センターあさけの巡回相談（延32件） ・Logoフォームで相談できる体制の整備を図った。	A ・特別な支援を必要とする子どもたちの困り感や内容によって、各専門職に繋ぎ、発達のアプローチに繋がるように努めた。 ・各関係機関とケース会議や同行受診など、情報共有しながら、支援を行ない、継続的な相談ができるよう努めた。 ・Logoフォームで相談できる体制の整備を図り、ホームページやLINEで周知した。	・引き続き、特別な支援を必要とする子どもたちの困り感や内容によって、各専門職に繋ぎ、発達のアプローチに繋げていく。 - また、早期発見、支援が継続的に行えるよう多職種連携、各関係機関との連携を図りながら、途切れない支援体制を構築し続けていく。 ・Logoフォームの開設等相談窓口の周知方法を検討する。	子育て健康課
			54	障がいのある方に対する支援	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス体制の確保、相談支援体制、権利擁護事業の充実を図ります。また、障がいの自立を促進するため、特別支援学校、就労を相談・支援する関係機関と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。	・相談支援体制の充実のため、「指定特定相談支援等体制強化補助金」を10件（25人分）交付した。また、特別支援学校での進路懇談会を学校と連携して1人の就労支援を実施した。 ・障がいの者の日常生活の利便性向上を目的として、補装具21件及び日常生活用具114件（利用者27人）の支援を行った。	B ・相談支援については男女関係なく相談者の意向に沿った相談対応を実施しており、障害福祉サービス利用者の増加に対応するため「指定特定相談支援等体制強化補助金」を交付することにより相談支援体制の充実を図った。 ・特別支援学校への就労支援については、学校と連携して男女問わず相談者の意向に沿った支援を実施した。 ・障がい者への補装具及び日常生活用具の支援により、日常生活の利便性の向上、経済的負担の軽減が図られた。	・引き続き四日市障害保健福祉圏域にて相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所に対して補助金の交付を行い、相談支援体制の充実が図られているか確認する。また、引き続き特別支援学校の進路懇談会へ参加し、卒業後の就労に向けてサポートを行う。 ・障がい者の日常生活の利便性向上と経済負担軽減のために、引き続き補装具及び日常生活用具に対する支援を行う。	保険福祉課
			55	生活困窮者に対する支援	相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図ります。	・生活困窮者からの相談に対し、関係機関と連携し、生活保護（5件）、生活困窮者自立支援事業（3件）等の支援を実施した。 ・要介護者等複合的な支援が必要な方に対しては庁内連携、関係機関と連携のうえ他制度を含めて支援を実施した。	B ・相談者には男女関係なく、相談者の意向に沿った相談対応、支援を実施した。（性別に即した支援が必要な場合を除く。）	・引き続き、相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法等に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図り、支援を実施する。	保険福祉課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策 番号	事業名	内容	①令和7年度 事業実績	②令和7年度 男女共同参画の 視点からの評価とその理由	③令和8年度の取り組み方向	課名
			56	ひとり親家庭に対する 支援	ひとり親家庭の保護者と子どもが安心して暮らしていけるよう、経済的な負担を軽減するため医療費の助成を継続して行います。また、さまざまなニーズに対応するため、関係機関と連携を図り情報提供、相談支援の充実を図ります。	・経済的な負担軽減のため、医療費助成を実施するとともに、各種制度に関する情報提供、取得の啓発を実施した。 ※福祉医療費（ひとり親家庭等） 件数：1,612件 (R6:1,601件) 実績額：4,421千円 (R6:3,698千円)	B ・医療費の助成及びひとり親家庭が利用できるサービスの情報提供を行うことで負担軽減につなげることができた。	・医療費の助成及び各関係機関と連携をとりながら、制度に関する情報提供、取得の啓発を行う。	子育て健康課
		(2) 多様な主体が能力を発揮できる環境の整備	57	ダイバーシティ社会の推進	性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成を図ります。	・性の多様性に関するチラシを広報・町民課の窓口を設置した。 ・ホームページと町公民館窓口で、外国人住民のための情報・相談窓口について情報提供を行った。 ・令和8年度から多文化共生に関する事務を生涯学習課から企画情報課へ移管する方針を決定するとともに、新たに日本語教室の開設に向けた検討に着手した。	B ・性の多様性に関するチラシを広報・町民課の窓口を設置し、情報提供に努めた。 ・ホームページの情報について、最新の情報が分かるように掲載した。 ・国及び県において地域日本語教育や多文化共生の推進が求められる中、本町においても日本語教室の立ち上げに向けた準備を開始することができた。	・関係団体（アイリスあさひ）と連携し、多様性についての講座の検討や啓発活動を行う。 ・外国人住民と地域住民が「やさしいにほんご」を用いて交流できる日本語教室「あさひ やさしいにほんごうりゅうサロン」開設に向けた基盤整備の年度と位置づけ、ボランティア育成事業実施に取り組む。	広報・町民課 生涯学習課 企画情報課
			58	パートナーシップ制度の導入	LGBTなど性的マイノリティの人たちのパートナー関係を尊重するためにパートナーシップ制度の導入を検討します。	・令和3年9月に三重県パートナーシップ条例が施行されたため町としては周知啓発を行うほか、県内市町との連携会議に参加した。 ・当町でも宣誓者が利用できるサービスがあるが利用者はいなかった。 ・県の制度についてパンフレット・チラシを広報・町民課の窓口を設置した。	A ・パートナーシップ制度に関する状況については県内市町と連携会議を継続しており、当町も会議に出席し情報共有ができた。 ・県の制度についてパンフレット・チラシを広報・町民課の窓口を設置し、情報提供や制度の周知啓発ができた。	・パートナーシップ制度について、引き続き県内市町との連携及び制度の周知の継続を行う。	広報・町民課